

支援策	生活困窮者自立相談支援窓口 (岩美町社会福祉協議会)				
	関連HP	syakyo.or.jp/hp/1319/			
対象者	生活困窮等により悩んでいる方	対象年齢	制限なし	匿名対応	可
支援概要	<p>生活での悩みごと・心配ごとについて専門の支援員が相談支援を行い、相談内容に応じて町や関係機関のの相談窓口につながるなど関係団体が連携しながら対応しています。</p> <p>その他、社会福祉協議会では食糧支援や貸付・金銭管理等の支援、就労支援など様々な事業を行っています。</p>				
対応期間	平日（月～金）				
対応時間	8:30～17:15				
申込先	来所または電話				
申込方法	岩美町浦富645/0857-72-2500				
申込時注意点					

支援策	ひとり親家庭の方に寄り添う相談窓口 (一般社団法人鳥取県母子寡婦福祉連合会 ひとり親家庭相談支援センター)				
	関連HP	鳥取県ひとり親家庭等支援サイト			
対象者	ひとり親家庭の方 離婚前の方	対象 年齢	制限なし	匿名 対応	可能
支援概要	<p>「仕事で平日昼間に行政の窓口相談に行けない」「どこに相談に行けばよいかわからない」「役所に相談に行くのに不安がある」等の理由で悩みを抱えるひとり親の方が気軽に相談に行けるよう県立ハローワーク内に相談窓口を設置しています。相談を傾聴し、就労相談については 県立ハローワークと連携しているため、スピーディーにお繋ぎできます。役所や裁判所等への同行支援も行います。また日曜日に開催のひとり親家庭寄り添いサロンやひとり親家庭同士の交流会への参加を案内したり、スキルアップのための就労支援講習会や養育費勉強会も開催しています。</p>				
対応期間	(東部) 県立鳥取ハローワーク内 毎週土曜日、(中部) 県立倉吉ハローワーク内 第二第四土曜日、(西部) 県立米子ハローワーク内 毎週水曜日・土曜日				
対応時間	各相談窓口開所時間：14時15分～18時15分				
申込先	TEL080-7508-4231(担当：井田)				
申込方法	電話(相談日以外でも可能です)				
申込時注意点	直接の来所もOKですが、事前にお電話頂きますと助かります				

支援策	罪を犯した高齢者・障がい者等の福祉相談窓口 (鳥取県地域生活定着支援センター)				
	関連HP	https://adsuppo.net/lsw/			
対象者	高齢・障がい等により福祉的支援を必要とする罪を犯した方	対象年齢	制限なし	匿名対応	可
支援概要	<p>当センターは罪を犯した高齢者・障がい者等のうち、福祉的な支援を必要とする方に対し、刑事司法関係機関や地域の福祉関係機関等と連携しながらその社会復帰と地域生活への定着を支援し、その結果として、再犯防止対策に資することを目的に活動しています。</p> <p>本人さんの希望をもとに必要な既存の福祉的支援につなぎ、地域生活での支援の輪（応援団）を作るような支援を心掛け、応援団に囲まれながら本人さんが自立した地域生活ができることを目標にしています。</p> <p>一方で、一人でいることを好む方もおられますので、本当に困った時に連絡できるよう適度な距離感の支援ができるよう工夫もしています。</p>				
対応期間	土日祝を除く平日（月～金）				
対応時間	9：00～17：00				
申込先	電話				
申込方法	0857-22-6868				
申込時注意点	事務所にお越しの際は事前にご連絡ください。				

支援策	生活困窮者自立支援相談窓口 (倉吉市社会福祉協議会内あんしん相談支援センター)				
	関連HP	https://kurayoshishakyo.com/anshinsodan/			
対象者	困りごとを抱えた方	対象 年齢	制限なし	匿名 対応	可
支援概要	仕事が見つからない、住む所がない、食べる物がないなど、生活する上での困りごとを専門の支援員が関係機関と連携しながら、就労や経済的自立、生活の安定に向けた相談支援を行います。				
対応期間	平日（月～金）				
対応時間	8：30～17：30				
申込先	電話または来所による窓口受付				
申込方法	0858-24-6265/倉吉市福吉町1400番地（倉吉福祉センター内）				
申込時注意点					

支援策	①法制度、相談窓口に関する情報提供 ②経済的に余裕がない方への無料法律相談（民事事件） （日本司法支援センター）				
	関連HP	https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/tottori/index.html			
対象者	債務・離婚・相続など、法的トラブルでお困りの方	対象年齢	制限なし	匿名対応	①可 ②不可
支援概要	<p>①情報提供業務 法制度に関する情報と、相談機関・団体等（弁護士会、司法書士会、地方公共団体の相談窓口等）に関する情報を無料で提供する業務を行っています。 （利用者の資力に条件はありません。）</p> <p>②民事法律扶助業務 民事法律扶助業務とは、経済的に余裕がない方（収入や預貯金等の資力が一定額以下の方）が法的トラブルにあった時に、無料で法律相談を行い、弁護士・司法書士の費用の立替えを行う業務を行っています。 法律相談については、法テラス鳥取で実施をしている相談会のほか、契約がある弁護士・司法書士事務所、弁護士会の各相談センターでもご利用いただけます。 法律相談予約は県内全域において、法テラス鳥取で受付けております。</p>				
対応期間	平日（月～金）				
対応時間	9:00～17:00				
申込先	電話				
申込方法	0503383-5495				
申込時注意点	利用者の事情により、支援者の同席や出張相談などができる場合がありますので不明点はお気軽にお問合せください。				